

消防予第 4 4 2 号

平成 25 年 11 月 15 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

( 公 印 省 略 )

### 消防用ホース等の調達について (通知)

消防法第 21 条の 2 第 4 項及び第 21 条の 16 の 2 の規定により、消防の用に供する機械器具等のうち、一定の形状等を有しないときは火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれのあるものであって、検定対象機械器具等又は自主表示対象機械器具等として政令で定めるものは、型式適合検定に合格したものである旨の表示又は自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものである旨の表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならないこととされています。

このたび、地方公共団体による屋外消火栓用の消防用ホースの調達に当たって、型式適合検定を受けていないことを要件とする発注事案がありました。このような調達要件は受注者による違法行為を招きかねないことから、当職より当該地方公共団体に対して注意喚起を行ったところです。

型式適合検定に合格せず、又は自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格への適合が検査により確認されていないホースを消火栓に用いた場合や可搬式のポンプを消防活動に用いた場合には、火災時に必要な機能が発揮されないおそれや、破損が生じる等により予期せぬ被害拡大を招くおそれがあります。

地方公共団体においてこれらの機器を調達する場合には、消防機関・自主防災組織が用いるか否かや、消防法上の設置義務の有無等にかかわらず、型式適合検定に合格したものである旨の表示又は自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合している旨の表示が付されていることを要件として仕様書に明記するよう御配慮をお願いいたします。

なお、平成 26 年 4 月 1 日から、現在検定対象機械器具等となっている消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器は自主表示対象機械器具等へ移行しますが、

移行後においても既に型式適合検定を受けたものは消防法第 21 条の 2 第 4 項の適用を受けるため、引き続き型式適合検定に合格したものである旨の表示が付されたものが販売されることとなります。したがって、これらの機械器具等については、型式適合検定に合格したものである旨の表示又は自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合している旨の表示のいずれかが付されているものを調達の対象として下さい。

このことについては、平成 25 年 3 月 27 日付け消防予第 121 号「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」4（7）にて既にお知らせしているものです。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）及び調達事務を行う部局に対して、この旨を周知されるようお願いいたします。

消防庁予防課 守谷・風間

電 話 : 03-5253-7523

F A X : 03-5253-7533